

パート収入と税

●パートで働く人に対する税

収入がパート収入のみで、年収が93万円を超える方には、住民税の均等割（4500円）が課税されます。また、年収が100万円以上の方には、この均等割に加え、所得割も課税されます。さらに、年収が103万円以上になると、所得税も課税されます。

●配偶者控除・配偶者特別控除

所得がある夫の妻がパートで働く場合、妻のパートによる年収が103万円以下であれば、『配偶者控除（所得税38万円、住民税33万円）』が受けられます。また、年収が103万円を超え、配偶者控除が受けられない場合でも、141万円未満であれば、段階的に『配偶者特別控除』を受けられます。ただし、配偶者控除と配偶者特別控除を併用して受けることはできません。また、夫の合計所得が1000万円（給与収入で1230万円）を超える年には、配偶者特別控除を受けることができません。

▼税務課

☎23局3509 FAX23局0180

法人の各種届け出

市内での法人などの新規設立や、事務所・事業所の新規開設をした場合は、速やかに登記簿謄（抄）本（写し）と定款を添えて、法人の設立（開設）届出書を提出してください。

また、「商号」「所在地」「代表者」「資本金額」「決算期」などに変更があった場合や「法人の解散」「事業所の閉鎖」などをした場合も、その都度、変更届出書を提出してください。※法人の設立（開設）届出書は、ホームページでダウンロード可

▼税務課

☎23局3509 FAX23局0180

HP<http://www.city.tahara.aichi.jp/>

市税の電子申告ができるようになります

12月14日（月）から、インターネットで地方税の手続きができる「エルタックス」



を利用して、市税の電子申告、届出が可能になります。地方税の申告を自宅やオフィスのパソコンから、複数の地方公共団体へ一度にまとめて行うことができます。

▼電子申告できる市税

個人市県民税（給与支払報告書・特別徴収関係）、法人市県民税、固定資産税（償却資産）

▼利用方法

エルタックスホームページで利用届出を行い、利用者IDを取得後、無償ソフトウェア「PcDesk」をダウンロードして申告してください。

▼税務課

☎23局3509 FAX23局0180

年末調整説明会

青色申告決算説明会

●年末調整説明会

平成21年分の源泉所得税の年末調整説明会を開催します。

▼対象

法人・個人の青色申告をされる方

日時

11月19日（木）午後1時30分～3時30分

場所

田原文化会館多目的ホール

平成21年分の青色申告決算説明会を開催します。

▼対象

青色申告をされる方

日時

12月3日（木）午後1時30分～3時30分

場所

田原文化会館多目的ホール

個人事業税第二期分の納税をお忘れなく！

個人事業税の第二期分の納期限は、11月30日（月）です。11月中旬に納税通知書をお送りします。最寄の金融機関、コンビニエンスストア（納付書の納付金額が30万円以下のもの）または県税事務所でお付してください。また、口座振替をご利用の方は、納期限前に預貯金残高をご確認ください。

▼東三河県税事務所

☎（0532）54局5111

寄付

DONATION

次の方からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼8月27日、並樹会様から社会福祉のため金2万円。